

広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和63年3月28日条例第4号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委任規定)</p> <p>第十七条 この条例に定めるもののほか、県民の浜の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(管理の事務を委託した場合の特例)</p> <p>第十八条 県が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により県民の浜の管理に関する事務を市町に委託し、当該事務を当該市町がその条例等に基づき管理し、及び執行するときは、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>附 則（平成二九年一〇月六日条例第三二号） この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p>	<p>(委任規定)</p> <p>第十七条 この条例に定めるもののほか、県民の浜の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>